

JPAの自然体験活動の安全五箇条

1. 事故は起きるものと考える

自然の中での活動では事故や怪我はあってはならないことであるが、いつか必ず起こるものである。世の中で交通事故が毎日のように起こると同様に、事故は様々な要因と、その発生確率の組み合わせで起こる。自然体験活動においては、事故や怪我は必ず起こるものと考え、常に最悪の事態を招かないように対策を講じることが必要である。

2. 参加者に自己責任の意識を持たせる

自然の中での活動では、参加者自身が自分の身の安全は自分で守ることが原則である。どんなに主催者が注意しても、参加者に自己責任の意識が無ければ事故や怪我は起きてしまう。最終的に自分の身は自分で守る意識を持ってもらい事故を防ぐことが最大の安全管理となる。

3. 主催者には安全にかかわる義務と責任がある

主催者には危険予知すること、危険回避することの2つの義務と責任がある。主催者が自然の中で行なう活動の危険予知や回避の方法や行動を取らないで事故が起きた場合、主催者の過失責任が問われる。対策は仮に事故が発生しても、フェイルセーフで最悪の事態にならないようにしておく必要がある。

4. 安全管理研修と救急法習得は必修事項と考える

野外活動における安全管理の研修は毎年受講して常に安全に対する意識と理解を持つことが必須。また万一事故や怪我が発生した場合に備え、全員が心肺蘇生法や応急処置ができる知識と技術を身につけていることが主催者としての義務と考える。上記の研修や講習を受けていない者がある場合、参加者への直接指導などの役割はさせてはならない。

5. 保険への加入は最低限のリスクマネジメントである。

行事を主催する者は、必ず賠償責任保険に加入する。また、参加者には適切な傷害保険に加入するようにする。